

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和5年12月20日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和5年12月20日（水）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

高齢者福祉課 竹内課長、飯田係長

3 件名

第9期（令和6年度～令和8年度）介護保険料について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

（市長発言）

- ・第8期の介護保険料は低い方から県内3位で、これまで抑制してきた。
- ・昨今の物価上昇を考慮すると保険料の引き上げは行いたくないが、高齢化の進行や物価高から保険料の引き上げはやむを得ない。
- ・フレイル予防の実施により介護給付費を抑制するとともに、現在ある基金を最大限活用し、介護保険料の上昇を抑制することが重要
- ・これらを踏まえて丁寧に説明すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 高齢者福祉課

件名	第9期(令和6年度～令和8年度)介護保険料について							
現状・課題	<p>介護保険は、介護保険事業計画において算定する3年間の給付費等の見込みのうち、28%(一部23%ほか)を65歳以上から徴収する介護保険料(第1号保険料)により賄い、その他は公費及び40歳から64歳の市民から徴収することとなっている。</p> <p>白井市の介護保険料は、第6期(平成27年度から29年度)以降、月額4,600円に3期9年間据え置いている。</p> <p>また、介護保険料算定の検討要因である介護給付費等準備基金の令和4年度末残高は約8億6千万円、同5年度末には7億4千万円になることが見込まれている。</p> <p>なお、国では標準段階、低所得者の公費負担割合及び、給付単価の変更等を検討している。</p> <p>また、全国の介護保険料平均月額は6,014円となっている。</p>							
付議事案	目的	介護給付費が年々増加する中、第9期計画における適正な介護保険料等の設定を行い、介護保険会計の安定的な運営を図る。						
	対応方策	<p>介護保険料については、国が示す指標(見直し内容等)に沿って積算する。その際、保険料の上昇を抑制するため、基金を最大限活用するが、高齢者人口の増加等に伴う介護給付費の伸びにより、介護保険料を引き上げる。</p> <p>また、全体を抑制するため、第8期同様、高所得者層に応分の負担を頂くよう所得段階(14段階)を追加する。</p> <p>なお、今回国から低所得者の負担軽減を目的に、所得段階の細分化及び料率引き下げが示されたが、所得段階については、14段階(820万円以上)を除いて国に合わせるが、既に国よりも低い料率を設定している所得段階の料率は、現状を維持することとする。</p>						
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> 第9期介護保険料を4,800円とすることについて 保険料段階及び乗率を変更することについて 							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> 国から決定事項が公表されていない段階での付議は難しいのではないか。⇒3月議会へ提案するためにはやむを得ない。なお、差異については、基金残高等で対応する。 最近の物価上昇や高齢化の進行、保健福祉事業として紙おむつを給付することとなったことから保険料上昇はやむを得ない。 							
今後のスケジュール	2月 議員へ説明 2月13日 関係条例を提案 4月 1日 施行							
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	有	改正(令和6年2月)	報道発表	無			
	議会説明	有	(令和6年2月)	広報・HP等	有	(令和6年4月以降)		
	市民参加	無						
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで							
参考情報	関係法令等	介護保険法						
	関係課							
	事業費	千円 (うち特定財源				千円)		
	カテゴリー	年代	高齢者	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段

第9期介護保険料について

第9期（令和6年～8年）の介護保険料の試算できたので付議します。

1 付議事項

- ①介護保険料 4,800円（月額）とする。
（基金取崩見込額7億円：第8期 4,600円）
- ②所得段階及び料率を別紙（案）のとおりとする。

2 算出根拠等

（1）これまでの経緯

単位：円

	第1期 (H12-H14)	第2期 (H15-H17)	第3期 (H18-H20)	第4期 (H21-H23)	第5期 (H24-H26)
月額	3,032	3,200	3,800	3,800	3,800
年額	36,400	38,400	45,600	45,600	45,600
期末基金 残高	36,677,681	10,316,466	261,954,103	413,174,314	415,055,314
	第6期 (H27-H29)	第7期 (H30-R2)	第8期		
			R3	R4	R5
月額	4,600	4,600	4,600		
年額	55,200	55,200	55,200		
期末基金 残高等	724,433,908	845,899,908	894,294,908	864,473,908	740,000,000

（2）第8期保険料と基金の状況

第8期介護保険料4,600円については、国の「見える化」システム上の保険料計算シートに従い算定しています。

その際、第7期末の基金残高約8億4千万円のうち4億円を取り崩す試算でしたが、実際には約1億円の取崩しに留まり、令和5年度末基金残高は約7億4千万円になると見込んでいます。

（3）第8期保険料額算定時の想定と実績との差異

① 介護予防の効果と高齢者の健康志向

数値的な検証は出来ないものの、白井市民は一般的に健康志向が高く、

元気な高齢者が多い状況があり、介護サービス利用料は想定を下回りました。

介護認定者数は当時の国の試算では令和5年度 2,743 人となることが想定されていましたが、令和5年9月現在で 2,515 人に留まっています。

② コロナ禍による介護サービスの利用控え

令和2年からのコロナウイルス感染症の影響により、介護サービスの利用が伸びないという状況となりました。

なお、現在はコロナウイルス感染症が感染症法に基づく第5類に移行したことに伴い、介護サービスの利用が増加傾向にあります。

(4) 第9期の変更点と市の対応

① 国から示されている第9期の変更点（12月6日時点）

低所得者の保険料上昇を抑制するため、所得段階や乗率等の変更を行う。

具体的には、

- ・ 所得段階について標準の所得段階9段階が13段階へ変更
- ・ 所得段階に合わせ、乗率の変更
- ・ 平成27年度以降に行われている低所得者対策の公費軽減割合を引下げた上で継続

一方、併せて次の事項が実施される。

- ・ 物価上昇に伴い、介護サービスの単価変更

なお、足元の物価・賃金動向を踏まえ余裕を持った保険料設定や基金の活用による保険料上昇の抑制の検討について指摘があり

※所得段階や乗率については年内に公表予定、物価上昇に伴う単価変更は公表時期未定。

② 国の変更を受けての市の対応

国から示された変更点を考慮し、次のとおり対応する。

- ・ 所得段階及び乗率を国の標準（案）に合わせ変更し、更に独自に最上段に1段階追加
- ・ 2段階、3段階、4段階の乗率については第8期の市の乗率の方が低いため、変更しない
- ・ 物価上昇に伴う介護サービス単価の変更については、消費者物価指数を参考に5%上昇で試算する
- ・ 基金を活用し、保険料の上昇を抑制する

(5) 第9期計画保険料試算の考え方

国の「見える化」システム上の保険料計算シートで自然体推計（11月時点）を行った場合、保険料月額は5,455円になります。

また、物価上昇を5%とし、同システムで試算した場合、保険料月額は5,694円となります。

この結果、現行の保険料額4,600円とした場合、7億円を超える基金を取り崩す必要が生じます。

保険料額4,700円では基金を7億円、4,800円では6億円取り崩すこととなります。

試算では、物価上昇を5%と見込んでいますが、国から提示される介護サービス単価の変更率が5%を上回った場合や、想定以上に介護サービス利用料が増加した場合に備え、一定の基金残高が必要であることから、4,800円で設定をします。

なお、4,800円で設定した場合、決算額を基に積算をした数値では、約5億円の基金取崩で賄える試算となります。

※国「見える化」システム上の保険料計算シートについては今後の給付実績等に基づき変動します。

国自然体推計に基づく試算

単位：円

保険料月額	5,455	5,311	5,167	5,023	4,879	4,735	4,591	4,447
基金投入の額	0	1億	2億	3億	4億	5億	6億	7億

物価上昇を5%と仮定した給付単価で試算した場合

単位：円

保険料月額	5,694	5,549	5,404	5,259	5,114	4,968	4,823	4,678
基金投入の額	0	1億	2億	3億	4億	5億	6億	7億

決算額を基に物価上昇を5%と仮定した給付単価で試算した場合

単位：円

保険料月額	5,492	5,347	5,201	5,056	4,911	4,766	4,621	4,476
基金投入の額	0	1億	2億	3億	4億	5億	6億	7億

【参考】

厚生労働省老健局介護保険計画課発令和5年10月17日付け事務連絡
(抜粋)

介護保険制度については、これまで、物価・賃金に大きな変動がない中で制度運営がなされてきた一方、足元では物価・賃上げの動きが顕著になってきおり、安定的財政運営の重要性が高まっているところ。

- ・ 従前、毎年の保険給付に充当されなかった保険料の余剰について、準備基金の積み立てや繰越金としての処理に充てていると認識しているが、基金残高と繰越の合計額が少ない保険者においては、第9期の保険料設定に当たり、足元の物価・賃金動向を踏まえ余裕を持った保険料設定を検討いただきたい。
- ・ 一方で、基金残高と繰越金が相当程度積み上がっている保険者においては、これらを第9期の保険料上昇抑制に充当するなど、保険料上昇の抑制に留意した適切な保険料設定を検討いただきたい。

第9期介護保険料の段階設定(案)

別紙

部分は市独自。

第 8 期 (現在)		
4,600円 (12段階)		
段階	所得区分	上段:乗率、下段:月額
1	80万円以下	0.50
		2,300円
2	80万～120万円	0.60
		2,760円
3	120万円超	0.65
		2,990円
4	80万円以下	0.85
		3,910円
5	80万円以上(基準額)	1.0
		4,600円
6	120万円未満	1.20
		5,520円
7	120～210万円未満	1.30
		5,980円
8	210～320万円未満	1.50
		6,900円
9	320～400万円未満	1.70
		7,820円
10	400～600万円未満	1.80
		8,280円
11	600～800万円未満	1.90
		8,740円
12	800万円以上	2.00
		9,200円



第 9 期 (案) R6年度～R8年度		
4,800円 (14段階)		
段階	所得区分	上段:乗率、下段:月額
1	80万円以下	0.445
		2,140円
2	80万～120万円	0.60
		2,880円
3	120万円超	0.650
		3,120円
4	80万円以下	0.85
		4,080円
5	80万円以上(基準額)	1.00
		4,800円
6	120万円未満	1.20
		5,760円
7	120～210万円未満	1.30
		6,240円
8	210～320万円未満	1.50
		7,200円
9	320～420万円未満	1.70
		8,160円
10	420～520万円未満	1.90
		9,120円
11	520～620万円未満	2.10
		10,080円
12	620～720万円未満	2.30
		11,040円
13	720～820万円未満	2.40
		11,520円
14	820万円以上	2.50
		12,000円

参 考	
4,600円	4,700円
上段:乗率、下段:月額	
0.445	0.445
2,050円	2,090円
0.60	0.60
2,760円	2,820円
0.65	0.65
2,990円	3,055円
0.85	0.85
3,910円	3,995円
1.00	1.00
4,600円	4,700円
1.20	1.20
5,520円	5,640円
1.30	1.30
5,980円	6,110円
1.50	1.50
6,900円	7,050円
1.70	1.70
7,820円	7,990円
1.90	1.90
8,740円	8,930円
2.10	2.10
9,660円	9,870円
2.30	2.30
10,580円	10,810円
2.40	2.40
11,040円	11,280円
2.50	2.50
11,500円	11,750円

【参考】 各段階別 の人数(人)			
	第8期		第9期
1	2,062	1	2,062
2	1,132	2	1,132
3	847	3	847
4	2,381	4	2,381
5	2,709	5	2,709
6	2,608	6	2,608
7	2,856	7	2,856
8	1,440	8	1,440
9	556	9	650
10	529	10	312
		11	157
		12	94
11	176	13	61
		14	293